

## 第 15 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 50 年足立区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 25 年足立区条例 号）第 4 条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けるサービスの利用の手続をした者は、同条例第 2 条に規定する多機能端末機において、同条例第 1 条に規定する住民基本台帳カードを利用することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。

付 則

この条例は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請について定める必要があるため、この条例案を提出いたします。